

様式第2号（第7条関係）

処分基準整理票

処分の内容	庁舎の使用許可の取消し等		
根拠法令及び条項	蓮田市庁舎管理規則第9条		
処分基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有（第6条において準用する第4条第1項に該当する場合を含む。） <input type="checkbox"/> 無（根拠：第6条において準用する第4条第2項第 号に該当）		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない（公表しない場合の根拠：第7条第4項第 号に該当）		
	【内容】 （※処分基準を公表する場合のみ記載すること。） 蓮田市庁舎管理規則第7条第1項及び第3項、第8条及び第9条 別紙のとおり		
処分基準 設定年月日	平成9年10月1日	処分基準 最終変更年月日	年 月 日
所管部署	総務部庶務課		
備考			

注 許認可等をするかどうかの判断基準が法令又は条例等において具体的に規定し尽くされているため処分基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを処分基準の内容欄に記載すること。

別紙

(許可行為)

第7条 庁舎内において、次の各号のいずれかに該当する行為をしようとする者は、事前に市長の許可を受けなければならない。

- (1) 物品の販売及び宣伝、保険の勧誘その他これらに類する行為をすること。
- (2) 市の機関以外の者が主催して集会、宣伝会等をする事。
- (3) 見学、陳情等のため、集団で庁舎にはいること。

2 [略]

3 第1項の許可をする場合において、市長は、必要があると認めるときは、当該許可に条件を付することができる。

(禁止行為)

第8条 庁舎内においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 職員に面会等を強要する行為
- (2) 庁舎を汚損し、又はき損する行為
- (3) 示威行為又はけん騒にわたる行為
- (4) 通行の妨害となる行為
- (5) 所定の場所以外の場所に駐車する行為
- (6) 喫煙の設備のない場所において喫煙する行為
- (7) 正当な理由がなく爆発性物質、劇毒物、兇器等の危険物を持ち込む行為
- (8) 自動車等を乗り入れる行為
- (9) 前各号に掲げるもののほか、事務の妨害となる行為

(違反者等に対する措置)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者又はそのおそれが明らかである者に対し、庁舎への立入りを禁止し、当該行為を制止し、庁舎からの退去を命じ、物件の撤去を命じ、許可を取り消すことができる。

- (1) 第7条第1項又は前条の規定に違反した者
- (2) 第7条第3項の規定により付された条件に違反した者